

議題6 道路運送法第20条第2号の規定に基づく営業区域外旅客運送の期間延長 (案)

1 要旨

温海温泉観光自動車(株)(山形県鶴岡市)より、営業区域外旅客運送の禁止規定の例外(道路運送法(以下「法」という。)第20条第2号)を適用した一般乗用旅客自動車運送事業について、期間の延長について協議の申し出があったため協議するもの。

2 営業区域外旅客運送の内容

(1) 営業区域外旅客運送の必要性

令和2年に地域のタクシー事業者が廃業したことにより、当該地域では交通空白が生じた。これを受け、令和5年度から、当該タクシー事業者による旅客運送及びNPO法人による公共ライドシェアの導入により、交通空白の解消を図ってきた。引き続き、区域外や夜間の移動など柔軟な対応が求められる場面においては、民間タクシー事業者による運行が必要である。

(2) 営業区域外旅客運送の区域 新潟県村上市山北地域

(3) 営業区域外旅客運送を行う事業者 温海温泉観光自動車(株)
代表取締役 柿崎裕

(4) 営業区域外旅客運送を行う期間 令和7年7月6日から1年間

(5) その他必要な事項 必要に応じて延長を検討

3 営業区域外旅客運送を行う事業者の概要 … R7.3.31現在

(1) 名称及び代表者名 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役柿崎裕

(2) 所在地 山形県鶴岡市湯温海甲80

(3) 運転員数 9名

(4) 車両数 11台(内、本社9台、鼠ヶ関営業所2台)

(5) 事業内容

- ・一般乗用旅客運送(法第4条許可)
- ・一般乗合旅客自動車運送事業(法第4条許可)
- ・特定旅客自動車運送事業(法第43条許可)
- ・その他(鶴岡市スクールバス運転業務等)

【参考資料】

現在の営業体制

- (1) 運行の空きを見て週2日程度、山北徳新会病前に1台待機(9:30～14:00)
- (2) 運転手の確保が進まず、サービスの一層の充実を図ることが難しい状況にある。

表：温海温泉観光自動車の令和6年度（R6.4～R7.3）の利用状況

年	月	稼働日数	人数	件数計	目的(地)別件数				
					病院	駅	買物	観光	その他
R6	4月	16	56	30	10	5	4		11
	5月	15	36	19	7	10		2	
	6月	8	13	11	2	8			1
	7月	11	22	16	3	10	1		2
	8月	13	37	24	5	6	10	1	2
	9月	9	13	9		6	1		2
	10月	9	42	16	1	6			9
	11月	10	47	15	3	6		1	5
	12月	6	16	9	3	3		1	2
R7	1月	6	12	7	1	3	2		1
	2月	7	24	17	6	6	2		3
	3月	8	17	10	4	2	3	1	
	計	118	335	183	45	71	23	6	38
	月平均	9.8	27.9	15.3	3.8	5.9	1.9	0.5	3.2
利用割合					24.6%	38.8%	12.6%	3.3%	20.8%